



三重県公報

平成30年11月16日(金)

第 3058 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
713	区画漁業の免許の内容となるべき事項等の決定	(漁業環境課)	2
714	特定第1号漁業者の同意が要件に適合している旨	(同)	2
715	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	2
716	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	3
717	同伴	(同)	4
718	同伴	(同)	5
719	証紙の販売所の所在地を変更した旨の届出	(出納局)	5
720	証紙の販売所を廃止する旨の届出	(同)	5
公 告			
	三重県環境影響評価条例による聴取会を開催する旨	(地球温暖化対策課)	5
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	6
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	6
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(漁業環境課)	7

告 示

三重県告示第 713 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 11 条第 1 項の規定により区画漁業（真珠養殖業及び真珠母貝養殖業）の免許の内容となるべき事項等を次のとおり定めました。

平成 30 年 11 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 免許予定日
平成 31 年 4 月 1 日
- 2 申請期間
平成 30 年 11 月 16 日から平成 31 年 1 月 31 日まで
- 3 免許の内容となるべき事項及び地元地区
別冊のとおり

「別冊」は省略し、三重県農林水産部漁業環境課、津農林水産事務所水産室、伊勢農林水産事務所水産室及び尾鷲農林水産事務所水産室に備え置いて縦覧に供します。

三重県告示第 714 号

次の加入区及び区域に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 105 条の 2 第 1 項の規定による特定第 1 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

平成 30 年 11 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

加入区の名称	区 域
あわび 阿曾浦加入区	三重共第 115 号、三重共第 117 号及び三重共第 118 号共同漁業権漁場の区域

三重県告示第 715 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）附則第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出とみなし同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 30 年 11 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゴルフ 5 津南店
津市高茶屋小森町字丸田 260 番 3 ほか 1 筆
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社アルペン	午前 10 時 00 分	午後 8 時 30 分 (ただし、年間 60 日午後 9 時 00 分まで)

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社アルペン	午前 10 時 00 分	午後 9 時 00 分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯
平面駐車場	午前 9 時 30 分から午後 9 時 00 分まで (ただし、年間 60 日午後 9 時 30 分まで)

(変更後)

駐車場	駐車可能時間帯
平面駐車場	午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

3 変更する年月日

平成 30 年 11 月 3 日

4 届出の日

平成 30 年 11 月 2 日

5 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

6 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 30 年 11 月 16 日から平成 31 年 3 月 18 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 716 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 2 項の規定により提出があった意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 30 年 11 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）トリアル伊勢店

伊勢市小俣町本町 341 番地

2 意見を有する者から述べられた意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

ア トリアル建設予定地東側に、181 区画宅地造成され、その内 86 区画の宅地造成は完成し、建設が進められています。33 区画の造成も平成 30 年 11 月には完成予定です。残り 62 区画は、トリアル建設予定地の北側に隣接しています。これを合わせると、773 世帯約 2500 人になります。JR を挟んで伊勢市小俣町本町の南本町には 271 世帯の住宅地もあり、伊勢市小俣町本町は、住宅地が増加しています。

この宅地に、カーブで見通しの悪い場所に、歩いて来店される方の安全が保障されていません。

イ 建設する場所の出入口は、カーブで見通しが悪く、歩道も店舗の反対側にあり、歩道を挟むように、駐車場を建設するという話も聞きます。隣接する道路は、狭く、トリアルへの来客者で交通量が増え、JR 踏切も近くにあり、渋滞すれば踏切内で立ち往生する恐れがあります。また、子供たちの登下校の通学時間帯等、事故が起こる要因にもなります。

ウ カーブでの出入口、歩行者は車道を横切らないと入場が出来ない状況で、どう考えても安全とはいえません。車だけでなく、徒歩で来る住民の安全に関して真剣に取り組んでいただき、これで大丈夫と言える企業の誠意を示していただきたい。

(2) 騒音の発生に係る事項

ア JR 宮川駅の終電は 22 時です。その時間以降は、ほとんど人通りがなく閑静な住宅街です。しかし、大規模店舗の参入で 24 時間営業となると、深夜営業、店舗の空調、物流搬入車のアイドリング、顧客のエンジン音、会話等、全てが騒音になります。この場所は、音のこもる地形でもあります。新しい団地で、若い夫婦が多くいるため、0 歳～5 歳児が多く、小学生は伊勢市小俣町本町の上久保だけで今現在 130 名と、年々人口は増えています。そのため、騒音、光害、交通量の増加で住人のストレスになります。普段の生活は平穏無事に済むわけがなく、生活環境は一変します。

イ 騒音の用途地域が、住宅地ではなく工業地域での申請になっているので、住宅地での騒音基準を超えたら改善を図っていただきたい。

(3) その他の事項

この宅地に、なぜ 24 時間なのか。伊勢市小俣町は、面積も広く、伊勢市小俣町本町は開発途中の住宅地であり、24 時間営業している企業はなく、他店において協議した結果、8 時～22 時にしていただいた例もあります。これこそが、周辺地域への配慮だと思います。24 時間営業は是非回避していただきたい。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

平成 30 年 11 月 16 日から同年 12 月 17 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 717 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 2 項の規定により提出があった意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 30 年 11 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）トライアル伊勢店

伊勢市小俣町本町 341 番地

2 意見を有する者から述べられた意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

ア 店舗敷地に接する市道小俣 32 号線は緩やかな左カーブの道路で非常に見通しが悪く、かつ市道小俣 32 号線の店舗側には歩道が整備されておらず、非常に危険である。車、自転車、徒歩等の来店手段を問わず、来退店が安全で円滑にできるよう道路出入口付近には、交通整理員を配置し、交通安全対策をお願いします。

イ 来場者による市道小俣 32 号線沿いの交通渋滞を引き起こさないよう及び周辺の生活道路に買い物客の車が進入することが無いよう、出店設置者の責任により道路沿いに交通整理員を適切に配置するなど、徹底した交通渋滞対策をお願いします。

(2) 騒音の発生に係る事項

ア 荷さばき施設からの騒音について、深夜における騒音対策として、搬入搬出時の物流車輛の徹底したアイドリングストップ対策をお願いします。

イ 空調室外機等の機器類のメンテナンスは十分行い、故障や経年劣化により深夜に騒音が出ないようお願いします。

ウ 駐車場内での車のアイドリング、クラクション、空ぶかし等の禁止看板を設置し、来店車輛に対する注意勧告をお願いします。

(3) 廃棄物に係る事項

バックヤードにおいては、廃棄物における管理を徹底し、衛生面及び悪臭に気をつけ、野良猫、カラス等の有害鳥獣が集まらないように対策をお願いします。

(4) その他の事項

ア 深夜における過剰な照明を控え、光害を発生させないこと。また、照明により大量の虫等が飛来しないよう誘虫性の低い灯を使用及び光量を調整する等工夫し、場合により殺虫器等の設置対策をお願いします。

イ 日常の安全確保のため、店内及び駐車場内に防犯カメラを設置し、夜間は警備員等の巡回による治安維持の確保をお願いします。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

平成 30 年 11 月 16 日から同年 12 月 17 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 718 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 30 年 11 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル津藤方店
津市藤方字西太田 571 番 1 ほか
- 2 津市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 30 年 11 月 16 日から同年 12 月 17 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 719 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成 30 年 11 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	販売所の名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
北伊勢上野信用金庫	上野営業部	伊賀市上野東町 2946 番地	伊賀市上野丸之内 38 番地 4	平成 30 年 11 月 8 日

三重県告示第 720 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所を次のとおり廃止する旨の届出がありました。

平成 30 年 11 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	廃止する販売所		廃止年月日
	名称	所在地	
北伊勢上野信用金庫	上野営業部赤坂出張所	伊賀市上野赤坂町 336 番地の 14	平成 30 年 11 月 30 日

公 告

三重県環境影響評価条例（平成 10 年三重県条例第 49 号）第 42 条第 2 項の規定により、聴取会を次のとおり開催します。

平成 30 年 11 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
合同会社松阪飯南ウィンドファーム
代表社員 リニューアブル・ジャパン株式会社 職務執行者 眞邊 勝仁

東京都港区虎ノ門一丁目2番8号 リニューアル・ジャパン株式会社内

- 2 対象事業の名称、種類及び規模
松阪飯南ウィンドファーム発電所（風力発電所の設置）
最大出力 25,200 kW
- 3 対象事業実施区域
松阪市大石町字白猪 3384 ほか（大石町、小片野町、辻原町及び阪内町の一部区域）
- 4 聴取会の開催の日時及び場所
平成 30 年 12 月 18 日（火）午後 7 時から（開場 午後 6 時 30 分）
飯南産業文化センター（松阪市飯南町横野 848 番地） 2 階 研修室
- 5 意見を聴こうとする事項
松阪飯南ウィンドファーム発電所に係る環境影響評価準備書に関する環境の保全の見地からの意見
- 6 意見陳述の申出に関する事項
聴取会に出席して意見を陳述しようとする方は申出期限までに、次に掲げる事項を記載した書類（任意様式）を申出先まで提出してください。
 - (1) 申出書の記載事項
 - ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに聴取会において意見を述べようとする者の氏名及び役職名）
 - イ 対象事業の名称
 - ウ 環境の保全の見地からの意見の要旨（日本語で記載する。）
 - エ 意見陳述の申出人の電話番号（通常の連絡先及び緊急の連絡先）
 - (2) 申出先
〒514-8570 津市広明町 13 番地 三重県環境生活部地球温暖化対策課
電話番号 059-224-2366 ファクシミリ 059-229-1016
 - (3) 申出方法
持参、郵送又はファクシミリ
 - (4) 申出期限
平成 30 年 12 月 4 日（火）（午後 5 時必着）
- 7 その他
意見陳述の申出が多数の場合は、意見陳述人は抽選により選定することがあります。
申出期限までに意見陳述の申出が無い場合には、聴取会は開催しません。また、天災その他やむを得ない理由により、聴取会の日時、会場等を変更することがあります。

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、四日市市長から通知がありました。

平成 30 年 11 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影・写真地図作成）
- 2 作業期間
平成 30 年 11 月 1 日から平成 31 年 3 月 22 日まで
- 3 作業地域
四日市市全域

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 30 年 11 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
---------	--------------------	----------------

平成30年 11月1日	員弁郡東員町大字穴太字萱場 1556 ほか2筆	桑名市新西方5丁目381 株式会社K Y K 代表取締役 川井幸三
平成30年 11月1日	員弁郡東員町大字大木字南條屋敷 597-1 ほか1筆	員弁郡東員町城山2丁目22-10 くすのき不動産 代表 安海賢二
平成30年 11月1日	員弁郡東員町大字大木字南條屋敷 596-1	員弁郡東員町城山2丁目22-10 くすのき不動産 代表 安海賢二
平成30年 11月1日	松阪市深長町字花ノ木垣戸 1004-1	松阪市深長町 588-1 深見真由
平成30年 11月5日	いなべ市北勢町阿下喜字八反田 62-1 ほか4筆及び 字樋之口 109-1 ほか8筆ほか	いなべ市員弁町笠田新田 111 いなべ市 いなべ市長 日沖靖
平成30年 11月5日	松阪市久保町字小谷 1819-1 ほか1筆	松阪市曾原町 266-5 賀川博之
平成30年 11月7日	三重郡川越町大字豊田字古川 2667-1	三重郡川越町大字豊田 996-1 森田恵梨香 森田京介

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成30年11月16日

三重県知事 鈴木英敬

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
漁業取締船「伊勢」定期検査及び同検査に伴う修繕
- (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 委託期間
契約締結の日から平成31年3月22日（金）までとします。
- (4) 委託業務履行場所
落札事業者（契約者）の造船所等

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
 - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
 - (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を平成 30 年 12 月 10 日（火）16 時まで、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(3)までの書類を提出してください。
- なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
 - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県農林水産部農林水産財務課経理班 担当 奥山
電話 059-224-2505 ファクシミリ 059-224-2521
 - (2) 契約条項を示す場所
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県農林水産部漁業環境課取締・漁船班 担当 小林
電話 059-224-2590 ファクシミリ 059-224-2608
 - (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
 - (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から調達システムにより提供します。
 - (5) 入札参加資格確認結果の通知
平成 30 年 12 月 14 日（金）までに通知します。
 - (6) 入札書提出の日時及び場所
ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から平成 30 年 12 月 27 日（木）15 時まで
イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 平成 30 年 12 月 27 日（木）15 時
なお、入札書は平成 30 年 12 月 18 日（火）から同月 27 日（木）15 時までの間に到着するように郵送してください。
送付先
〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地
宛 先 三重県庁内郵便局留め
受取人 三重県農林水産部農林水産財務課経理班
案件名 漁業取締船「伊勢」定期検査及び同検査に伴う修繕
 - (7) 開札の日時及び場所
日時 平成 30 年 12 月 27 日（木）15 時 15 分
場所 三重県津市広明町 13 番地
三重県農林水産部農林水産財務課経理班
 - (8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Services to be Required :
Periodic inspection and repair of the fisheries inspection vessel "Ise"
The ship is 60 tons.
- (2) Bid Submission Deadline :
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 3 :00 P.M. on Thursday, December 27, 2018.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between
Tuesday, December 18, 2018 and 3:00 P.M. on Thursday, December 27, 2018.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:15 P.M. on Thursday, December 27,
2018.
- (4) Managing Authority :
Fishery Environment Division, Department of Agriculture, Forestry and Fisheries, Mie
Prefecture
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan.
TEL: 059-224-2590

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
